

企業会計基準委員会ご担当者殿

いつもお世話になっております。

1月15日付で貴ホームページに掲載された首題の公開草案について、以下の通り当方の意見を申し上げます。宜しくお願い申し上げます。

- ・貸借対照表にて「電子 CP の金額に重要性があるときは、追加情報として、電子 CP が含まれている旨及び金額を貸借対照表に注記することが適当と考えられる」とあるが、金額の注記は不要と考える。
- ・電子 CP と手形 CP の経済的実質は同一であり、電子 CP が CP として完全に普及するまでの間は発行者が時々の環境や投資家要望に応じて両者を使分けることも想定される。法律上、短期社債と位置付けられたことをもってこうした経済的実質が同一である調達手段の内訳を開示する必要性は乏しいものと考えられる。また、「重要性」の解釈を巡って実務上混乱が生じる懸念もある。(残高が変化することによって開示されたり開示され無かったりすることの方が、投資家の混乱を招く惧れもある。)
- ・将来的には、無券面・電子化は CP だけでなく社債・株式等も含めた大きな流れであるが、 仮に今回コマーシャルペーパーにおいて電子 CP の金額を注記した場合、社債や株式においても電子化の有無で区分表記する方向に繋がらないかが懸念される。経済的実質が同一のものを単に電子化の有無で区分することについては、投資家の混乱を招く可能性があると考える。

以上

オリックス株式会社 財務部資本市場チーム 佐藤 純